労働者派遣法第３０条の４第１項の規定に基づく労使協定

株式会社アイ・リンクサービスと過半数労働代表者は、労働者派遣法第３０条の４第１項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第１条　本協定は、派遣先で株式会社アイ・リンクサービスの派遣社員として従事する社員（以下「対象従業員」という）に適用する。

２　対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

３　株式会社アイ・リンクサービスは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第２条　対象従業員の賃金は、本給、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第３条　対象従業員の本給の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表１の「２」のとおりとする。

（１）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和７年８月２５日付職発 0825 第１号「令和８年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第３０条の４第１項第２号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の業務の実態を踏まえ最も適合する職種がある小分類を使用する。

（２）地域調整については、就業地が所在する地域について通達別添３に定める「職業安定業務統計による地域指数」を適用する。

（３）時間外労働手当、深夜・休日労働手当については、本給及び手当とは分離し労働基準法の定めにしたがって支給する。

（４）通勤手当については、本給及び手当とは分離し実費支給とし、第５条の通りとする。

（５）①退職手当については、本給及び手当とは分離し、前払い退職金とする。

②対象従業員の退職手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、別表１の２に定める額に5%を乗じた額（別表１の３、１円未満の端数切り上げ）とする。

第４条　対象従業員の本給は、原則として毎年７月に別表２に定める定期昇給を行う。ただし対象派遣社員の能力、技能、資格取得により次の各号に掲げる条件を満たした別表３のとおりとする。

（１）別表１の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

（２）別表２の各等級の職務と別表１の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Ａランク：１０年
Ｂランク：５年
Ｃランク：３年
Ｄランク：０年

ただし、能力、技能、資格の指標として各業務別ランクの等級と会社推奨資格の難易度及び 要件は、別表「業務別ランク表」のとおりとする。

２　株式会社アイ・リンクサービスは、第９条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、勤務成績等に応じて昇給を行うものとする。
また、より高いランクの職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するように努めるものとする。

３　次の各号に該当する場合は、定期昇給を行わない又は減額するものとする。

（１）能力、技能、業務遂行の水準が別表２に定める基準に達していない場合
（２）業務態度が不良であり、派遣先からの評価が著しく低い場合
（３）出勤率が会社の定める基準を下回る場合
（４）派遣先の事情により派遣料金が引き上げられず、事業運営上昇給が困難な場合
（５）会社の業績が著しく悪化し、昇給又は現行賃金の維持が適当でないと判断される場合

４　昇給の判断は、上記基準に基づき客観的に行うものとし、対象従業員の賃金が別表１に定める一般賃金の額を下回らないよう適切に管理する。

第５条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給するものとし、その支給額の上限は、1時間当たり79円に相当する額を所定労働時間数で乗じた額とする。通勤手当は協定対象労働者の賃金には含めないものとする。但し、令和８年３月31日在籍者については、現在の雇用契約が継続されている期間は、前規程を適用する。

（賞与）
第６条　賞与は、正社員と同一とし、支給なしとする。

（賃金の決定にあたっての評価）
第７条 本給の決定は、半期ごとに派遣先からの勤務評価報告及び実業務で必要な職務能力と各ランクの職能能力を比較検討し決定する。

（賃金以外の待遇）
第 8 条　教育訓練（次条の定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則第 9 章（福利厚生）及び第 11 章(職業評価及びキャリアコンサルティング)の規定を準用する。

（教育訓練）
第 9 条　労働者派遣法第３０条の２に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「アイ・リンクサービス教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

（その他）
第 10 条　本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

（有効期間）
第 11 条　本協定の有効期間は、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの１年間とする。

２　本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和８年３月２日

株式会社アイ・リンクサービス　代表取締役　　上田　二三夫　印

労働者代表　　城戸　英孝　印

別表１　職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）
（同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額（基本給及び賞与の関係）

小分類	No.	地域名	地域指数	基準値に能力・経験調整指数を乗じた額値						
				０年	１年	２年	３年	５年	１０年	２０年
03401：(福岡) 総合事務員	1	全国	100.0%	1,122	1,277	1,367	1,400	1,499	1,601	1,990
	2	福岡	96.4%	1,082	1,232	1,318	1,350	1,446	1,544	1,919
	3	退職金(5%)上乗せ後		1,137	1,294	1,384	1,418	1,519	1,622	2,015
03401：(佐賀) 総合事務員	1	全国	100.0%	1,122	1,277	1,367	1,400	1,499	1,601	1,990
	2	佐賀	89.5%	1,005	1,143	1,224	1,253	1,342	1,433	1,782
	3	退職金(5%)上乗せ後		1,056	1,201	1,286	1,316	1,410	1,505	1,872
07401：(福岡) はん用・生産用・業務用機械器具組立工	1	全国	100.0%	1,210	1,377	1,474	1,510	1,617	1,727	2,147
	2	福岡	96.4%	1,167	1,328	1,421	1,456	1,559	1,665	2,070
	3	退職金(5%)上乗せ後		1,226	1,395	1,493	1,529	1,637	1,749	2,174
07402：(福岡) 電気機械組立工	1	全国	100.0%	1,149	1,308	1,399	1,434	1,535	1,640	2,038
	2	福岡	96.4%	1,108	1,261	1,349	1,383	1,480	1,581	1,965
	3	退職金(5%)上乗せ後		1,164	1,325	1,417	1,453	1,554	1,661	2,064
08804：(福岡) フォークリフト運転作業員	1	全国	100.0%	1,228	1,397	1,496	1,533	1,641	1,752	2,178
	2	福岡	96.4%	1,184	1,347	1,443	1,478	1,582	1,689	2,100
	3	退職金(5%)上乗せ後		1,244	1,415	1,516	1,552	1,662	1,774	2,205
8804：(佐賀) フォークリフト運転作業員	1	全国	100.0%	1,228	1,397	1,496	1,533	1,641	1,752	2,178
	2	佐賀	89.5%	1,100	1,251	1,339	1,373	1,469	1,569	1,950
	3	退職金(5%)上乗せ後		1,155	1,314	1,406	1,442	1,543	1,648	2,048
09503：(福岡) 倉庫作業員	1	全国	100.0%	1,205	1,371	1,468	1,504	1,610	1,720	2,138
	2	福岡	96.4%	1,162	1,322	1,416	1,450	1,553	1,659	2,062
	3	退職金(5%)上乗せ後		1,221	1,389	1,487	1,523	1,631	1,742	2,166
09503：(佐賀) 倉庫作業員	1	全国	100.0%	1,205	1,371	1,468	1,504	1,610	1,720	2,138
	2	佐賀	89.5%	1,079	1,228	1,314	1,347	1,441	1,540	1,914
	3	退職金(5%)上乗せ後		1,133	1,290	1,380	1,415	1,514	1,617	2,010
09504：(福岡) 梱包作業員	1	全国	100.0%	1,144	1,302	1,393	1,428	1,528	1,632	2,029
	2	福岡	96.4%	1,103	1,256	1,343	1,377	1,473	1,574	1,956
	3	退職金(5%)上乗せ後		1,159	1,319	1,411	1,446	1,547	1,653	2,054
09999：(福岡) 他に分類されない運搬・清掃・包装・選別等の職	1	全国	100.0%	1,214	1,382	1,479	1,515	1,622	1,732	2,154
	2	福岡	96.4%	1,171	1,333	1,426	1,461	1,564	1,670	2,077
	3	退職金(5%)上乗せ後		1,230	1,400	1,498	1,535	1,643	1,754	2,181

別表２　（定期昇給表）

採用した統計	年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
	昇給率	1.0370	1.0754	1.1152	1.1564	1.1992	1.2436	1.2896	1.3373	1.3868	1.4381
自社独自の統計	年数	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年
	昇給率	1.4913	1.5465	1.6037	1.6630	1.7246	1.7884	1.8546	1.9232	1.9943	2.0681

※2025年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果(加重平均)規模別100人未満の昇給率を参考に策定

別表３　（能力等級表）

03401：(福岡) 総合事務員	等級	協定対象派遣労働者の賃金		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払退職金(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,622	≧	1,544	1,622	10年
	Bランク	1,519	≧	1,446	1,519	5年
	Cランク	1,418	≧	1,350	1,418	3年
	Dランク	1,137	≧	1,082	1,137	0年

03401：(佐賀) 総合事務員	等級	協定対象派遣労働者の賃金		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払退職金(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,505	≧	1,433	1,505	10年
	Bランク	1,410	≧	1,342	1,410	5年
	Cランク	1,316	≧	1,253	1,316	3年
	Dランク	1,056	≧	1,005	1,056	0年

07401：(福岡) はん用・生産用・業務用機械器具組立工	等級	協定対象派遣労働者の賃金		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払退職金(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,749	≧	1,665	1,749	10年
	Bランク	1,637	≧	1,559	1,637	5年
	Cランク	1,529	≧	1,456	1,529	3年
	Dランク	1,226	≧	1,167	1,226	0年

07402：(福岡) 電気機械組立工	等級	協定対象派遣労働者の賃金		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払退職金(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,661	≧	1,581	1,661	10年
	Bランク	1,554	≧	1,480	1,554	5年
	Cランク	1,453	≧	1,383	1,453	3年
	Dランク	1,164	≧	1,108	1,164	0年

08804：(福岡) フォークリフト運転作業員	等級	協定対象派遣労働者の賃金		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払退職金(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,774	≧	1,689	1,774	10年
	Bランク	1,662	≧	1,582	1,662	5年
	Cランク	1,552	≧	1,478	1,552	3年
	Dランク	1,244	≧	1,184	1,244	0年

8804：(佐賀) フォークリフト 運転作業員	等級	協定対象派遣労働者の賃金		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払退職金(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,648	≧	1,569	1,648	10年
	Bランク	1,543	≧	1,469	1,543	5年
	Cランク	1,442	≧	1,373	1,442	3年
	Dランク	1,155	≧	1,100	1,155	0年

09503：(福岡) 倉庫作業員	等級	協定対象派遣労働者の賃金		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払退職金(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,742	≧	1,659	1,742	10年
	Bランク	1,631	≧	1,553	1,631	5年
	Cランク	1,523	≧	1,450	1,523	3年
	Dランク	1,221	≧	1,162	1,221	0年

09503：(佐賀) 倉庫作業員	等級	協定対象派遣労働者の賃金		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払退職金(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,617	≧	1,540	1,617	10年
	Bランク	1,514	≧	1,441	1,514	5年
	Cランク	1,415	≧	1,347	1,415	3年
	Dランク	1,133	≧	1,079	1,133	0年

09504：(福岡) 梱包作業員	等級	協定対象派遣労働者の賃金		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払退職金(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,653	≧	1,574	1,653	10年
	Bランク	1,547	≧	1,473	1,547	5年
	Cランク	1,446	≧	1,377	1,446	3年
	Dランク	1,159	≧	1,103	1,159	0年

09999：(福岡) 他に分類されない 運搬･清掃･包装･ 選別等の職	等級	協定対象派遣労働者の賃金		対応する一般の労働者の平均的な賃金の額	対応する一般の労働者の平均的な賃金の額×前払退職金(5%)	対応する一般の労働者の能力・経験
	Aランク	1,754	≧	1,670	1,754	10年
	Bランク	1,643	≧	1,564	1,643	5年
	Cランク	1,535	≧	1,461	1,535	3年
	Dランク	1,230	≧	1,171	1,230	0年